復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について

1 復興特区制度の概要

復興特区制度

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画を作成し国に認められた場合等に、 規制・手続きの特例や税制、財政、金融上の特例を受けられる制度

· 復興推進計画

個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

·復興整備計画

土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

· 復興交付金事業計画

著しい被害を受けた地域の復興のための交付金事業に関する計画

- 2 復興特区制度による土地利用基本計画の変更手続き
 - (1) 国土利用計画法による変更手続き(通常)
 - ① 市町村長意見聴取
 - ② 国土交通省への国の関係行政機関との事前調整の依頼
 - ③ 県総合計画審議会審議
 - ④ 国土交通大臣協議、国土交通大臣による国の関係行政機関の長への協議
 - ⑤ 変更決定
 - ⑥ 変更要旨の公表
 - (2)復興特区制度(東日本大震災復興特別区域法)による変更手続き(特例)
 - ① 市町村と県が共同作成する復興整備計画に土地利用基本計画の変更に関する 事項を記載
 - ② <u>復興整備協議会協議</u>

ア 構成員

知事、市町村長他

- イ 土地利用基本計画の変更に係る追加構成員 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者、国土交通大臣 (※いわき市復興整備協議会では鈴木浩・福島大学名誉教授)
- ③ 復興整備計画の公表(土地利用基本計画の変更がされたものとみなす)

- 3 復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更の概要
 - (1) いわき農業地域(縮小)

ア 変更理由

いわき市薄磯・豊間地区における市街地開発事業(震災復興土地区画整備事業)により、都市計画の区域区分の変更を行い、新たに用途地域を設定することから農業地域を縮小するもの。

イ 変更経緯

① いわき市薄磯、豊間地区 農業地域縮小 16 h a

平成28年7月29日 第14回いわき市復興整備協議会協議 (土地利用基本計画の変更等の協議)

平成28年8月5日 いわき市復興整備計画の公表(ホームページ上) (土地利用基本計画の変更等のみなし)